



健やかで安心して暮らせるまちに

スタートしています! /

第7期厚真町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第5期厚真町障がい福祉計画・第1期厚真町障がい児福祉計画

高齢者保健福祉計画とは
65歳以上が住み慣れた地域で安全、安心に自立した生活を営むことができるよう、生活支援を営むことができるよう支援することを目的に策定される計画です。

介護保険事業計画とは
介護保険給付などを円滑に実施するために、安定した保険運営や円滑なサービス実施を行うための計画です。

障がい福祉計画とは
障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児相談支援などの提供体制の確保に係る目標、種類ごとの必要な見込み等を定めるものです。

ひとのうごき

平成30年5月31日現在 ()内は前月比

人 □ 4,652人 (-5)
男 2,307人 女 2,345人

世帯数 2,175世帯 (+3)

5月1日～5月31日届出分

※窓口などで、広報紙への掲載について確認できた方を掲載しています。

広報あつま

2018年 6月号
平成30年

もくじ
CONTENTS

- 2 ひとのうごき
- 3-5 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画
- 6-7 国民年金
- 8-9 お知らせ
- 10 安平・厚真行政事務組合
- 11 松浦武四郎の安都摩日誌
- 12-14 5月のあつま
- 15 第46回あつま田舎まつり／ハスカップフェア
- 16 地域おこし協力隊／商工会だより
- 17 厚高インフォメーション／将来の夢
- 18 メディア教育講演会／第18回集まりンピック
臨時職員募集
- 19 防災のページ
- 20 シャベール通信／こぶしの湯あつま
- 21 健康情報
- 22 保健の掲示板
- 23 子育て支援センター／まちのアイドル
- 24-25 情報ひろば

今月の表紙 COVER

こども園つみき（油谷諭園長）の年長児きりん組の園児と保護者ら約40人が5月28日、錦町の水田で田植え体験を行いました。

これは園児に食に対する関心を高めてもらおうと今年で8年回りの開催。園児たちはお父さんやお母さんから苗を受け取り、泥まみれになりながら一株一株丁寧に植えていました。



目 標 像

健やかで安心なあつま

第7期高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

基 本 理 念

- 高齢者が自立した日常生活を送ることができる
- 地域ぐるみで高齢者の自立を支援できる
- 要介護状態の予防、軽減
- 介護者の家族が安心して暮らすことのできる
- 高齢者が社会貢献できる

1 4つの基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

「安全で安心して暮らせるための仕組み」を地域で確保するため地域包括ケアシステムを推進していきます。

- ① 医療と介護の連携体制づくり
- ② 安心して暮らせる新たな住まいの確保
- ③ 24時間活動する在宅介護サービスの提供
- ④ 地域の実情を考慮した多様な生活支援サービスの確保と提供
- ⑤ 30代からの健康づくりと介護予防への取り組み

基本目標3 高齢者の尊厳の確保

認知症を有しても安心して暮らすことのできるよう、地域全体で認知症高齢者を支える体制づくり、また、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り虐待防止、迅速かつ適切な保護に努めます。

- ① 認知症高齢者対策の推進
- ② 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

基本目標2 健康と介護予防の推進

日頃から食生活に気を付け、睡眠・運動を適度にとる「健康づくり」と、要支援・要介護の状態にならないように「介護予防」に取り組むことが大切になります。

- ① 「健康あつま21」に基づく健康づくり・生活習慣病予防の推進
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

基本目標4 安全・安心なまちづくりと高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活を送れるよう、安心して暮らせる住みやすい環境づくりに取り組むとともに、バリアフリーの考え方に基づき、誰もが外出しやすい、暮らしやすいまちづくりに努めます。

- ① 安全・安心なまちづくりの推進
- ② 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

みなさんの声をお聞かせください

「こんな記事を読んでこう思った」「こんな疑問をもっている」など、どんなことでも結構です。

※紙面は無記名ですが、住所や氏名、年齢は伺います。

まちづくり推進課企画調整グループ
☎ 27-3179 FAX 27-2328

「広報あつま」はホームページでもご覧いただけます

<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/>

広報あつまの電子書籍はこちらから。
www.hokkaido-ebooks.jp

北海道内のすべてがそろった電子書籍「ポータルサイト」
Hokkaido ebooks

北海道内すべての電子書籍「ポータルサイト」
ホッカイドウ イーブックス実行委員会(株式会社 須田製版 内) Tel.011-621-1000(代表)



※折り込みチラシを削減しています。

② 地域包括ケアシステム推進の取り組み

地域の医療・介護の資源の把握

町の社会資源の把握に努め、東胆振圏域での連携を強化します。

在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

東胆振圏域医療介護連携推進会議や厚真町ケア会議を中心に課題の把握と対応策を検討していきます。

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

東胆振圏域医療介護連携推進会議を中心に体制の構築を継続します。

医療・介護関係者の情報共有の支援

東胆振圏域医療介護連携推進会議を中心に情報の共有や厚真町ケア会議を通じての、情報の共有を図っていきます。

在宅医療・介護連携に関する相談支援

平成28年度からあつまクリニックに委託し、相談窓口を設置して、相談支援を行っています。

医療・介護関係者の研修

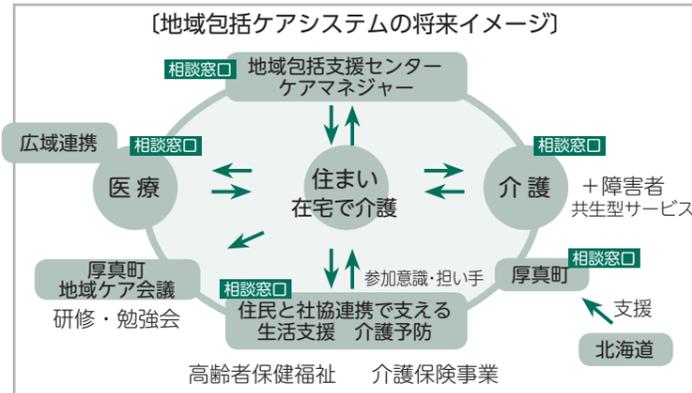
北海道での研修や東胆振圏域で開く研修へ参加を促していきます。

地域住民への普及啓発

ホームページや広報紙などで啓発を行います。また、町民向け健康教室や講演会を通じて、周知に努めます。

在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

東胆振圏域医療介護連携推進会議を中心に市町間の在宅医療連携について意見交換を実施しています。東胆振圏域の市町での連携を図っていきます。



いきいきサポートサロン

平成29年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止など取り組みの推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。各市町村の地域の実情に即して、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の取り組みについての目標、介護給付等に関する費用の適正化に関する取り組みについての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価および評価結果の公表を行うこととされました。

指 標 名	基 準 値 平成29年度	目 標 値 平成32年度
小規模多機能型居宅介護事業所の運営	1カ所	1カ所
高齢者共同福祉住宅(公営住宅)と併設の介護予防施設	1カ所	1カ所
認知症サポーター養成数(平成21年度からの累計)	113人	500人
認知症カフェ設置カ所数	-	1カ所
認定者の要介護認定の変化率の状況	18%	17%

重点施策2

自立支援、介護予防・重度化防止等に資する施策の取り組みと目標

第7期計画において、次のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

③ 計画推進のための重点施策

重点施策1 小規模多機能型居宅介護事業所の整備

介護保険制度改正により、特別養護老人ホームの入所基準が、原則要介護3以上に限定され、要介護1〜2の方が新規に特養を利用するには厳しい要件が設けられました。

この制度改正に併せて町では、高齢者の安心と安全を確保するために、小規模多機能ホームほんごうを平成29年2月に開設しました。



多様なニーズに対応

- 介護度が進んでも、自宅で介護を受けたい方
- 認知症の方で、施設ではなく在宅で、介護を受けたい方
- 大人数のデイサービスが苦手な方
- 病院からの退院後、自宅での暮らしでお困りの方
- ショートステイに空きがなく、利用が難しい方

高齢者の安心・安全確保

- 町民のみが利用することができる
- 要支援1から利用ができる
- 介護度が中重度の方でも、在宅の生活が継続できる
- 宿泊介護サービスを受けることができる



小規模多機能ホームほんごう



第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 計画推進のための具体的な取り組み

1 住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現

障がい福祉に関する制度等の理解や周知を図り、障がいのある人のニーズや相談内容に応じて、各種福祉サービス等の紹介、福祉サービス事業者との連絡調整等の支援を行い、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会をめざします。

4 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、東胆振圏域地域生活支援拠点事業に関する協定書に基づき、平成28年4月から苫小牧市に事業の実施を委託しています。今後も地域生活支援拠点事業所と連携を取りながら、障がいのある人の高齢化・重度化等に対応します。

2 福祉施設入所者の移行 地域生活・一般就労への移行

計画相談支援事業所の担当者等と連携をとり、福祉施設入所者で地域生活・一般就労への移行を希望される方について、本人の意向を尊重しながらサービスの調整等を支援します。

5 障がい児支援の提供体制の整備

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスの確保については、地域における課題を整理し検討します。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を支援する、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討します。



就労継続支援B型 里工房ほっとす